

# 固定資産税の減額についてのお知らせ

改修の申請は改修工事後3か月以内に、長期優良住宅の申請は、新築された翌年の1月31日までにお願いします。

## ◎既存住宅が対象

『住宅耐震改修工事に係る固定資産税の減額措置』

昭和57年1月1日以前に建築された住宅について、一定の耐震改修工事を行った場合、申請により一定期間、固定資産税額が2分の1減額（1戸あたり120m<sup>2</sup>相当分まで）になります。

工事完了時期	減額期間
平成22年1月1日～平成24年12月31日	2年度分
平成25年1月1日～平成27年12月31日	1年度分



『バリアフリー改修工事に係る固定資産税の減額措置』

高齢者等が居住する、平成19年1月1日以前に建築された住宅に、一定のバリアフリー改修工事を行つた場合、申請により翌年度分の固定資産税額が3分の1減額（1戸あたり100m<sup>2</sup>相当分まで）になります。

## 要件

①65歳以上の方、介護保険において要介護認定または要支援認定を受けている方、障がいのある方のいずれかの者が居住 ②補助金を除く自己負担分が30万円以上 ※ただし、減額措置の認定には改修要件があります。

『省エネ改修工事に係る固定資産税の減額措置』

平成20年1月1日以前に建築した住宅に、一定の省エネ改修工事を行った場合、申請により翌年度分の固定資産税額が3分の1減額（1戸あたり120m<sup>2</sup>相当分まで）になります。

## 要件

①費用が30万円以上 ※ただし、減額措置の認定には改修要件があります。

## ◎新築住宅が対象

『長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置』

「長期優良住宅の普及に関する法律」の規定に基づき認定された住宅を新築した場合、申請により一定期間居住部分の床面積120m<sup>2</sup>までの固定資産税額が2分の1減額になります。

## 要件

①平成22年1月2日以降に新築されたもの ②人の居住の用に供する部分の面積が家屋の床面積の2分の1以上 ③住宅の床面積が50m<sup>2</sup>以上（二戸建以外の賃貸住宅は40m<sup>2</sup>以上）280m<sup>2</sup>以下

※なお、それぞれの減額制度は一定の要件を満たす家屋が対象となりますので、くわしくは市税務課（市役所1階 ☎ 32-2115）まで。

# 税務署からのお知らせ

国税に関するご質問・ご相談は、

## 電話相談センター

をご利用ください。

①税務署の代表電話番号（☎ 088-622-4131）へお電話ください。

②自動音声案内が流れますので、ダイヤルまたはプッシュボタンで「1」番を選択してください。（注）

③相談内容の番号を選択してください。

- [1] … 所得税
- [2] … 相続税・贈与税・譲渡所得
- [3] … 法人税・源泉所得税
- [4] … 消費税・印紙税
- [5] … その他のご相談



（注）次のご用件の方は、税務署におつなぎしますので、「2」番を選択してください。  
・相談時間は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までです。（休日を除く）  
・通話料金は、おかげになつた税務署までの料金で利用できます。  
・直接による相談は行っておりません。

## 電話相談センター

※直接による相談をご希望の方は、事前に、面接日時等を予約してください。  
ただし、税務署でご相談いただくことになります。  
※予約の際には、お名前、ご住所、ご相談の内容等をお伺いします。